

札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱

平成 20 年 3 月 31 日
市民まちづくり局理事決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成 19 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項に定める助成を受けようとする団体が、あらかじめ市に登録するに当たっての要件、手続等について、必要な事項を定める。

(登録の要件)

第 2 条 前条に定める登録（以下「登録」という。）を行うことができる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 条例第 2 条に定める市民まちづくり活動を行うことを主たる目的とする団体若しくは連合的な組織であること。
- (2) 主たる事務所若しくは本拠が市内にあること。
- (3) 市民まちづくり活動を行う区域が主に市内にあること。
- (4) 継続して 1 年以上の活動実績がある団体（連合的な組織を除く。）であること。
- (5) 構成員が 10 人以上である団体（札幌市から住民組織助成金の交付を受けている町内会及び自治会を除く。）であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しないこと。
- (9) 法令等（特定非営利活動法人促進法及び労働者協同組合法を除く。）を根拠に組織化されている団体でないこと。ただし、法令等を根拠に組織化されている団体であっても、一般社団法人及び一般財団法人並びに地域社会の発展に寄与することを主たる目的とし、地域住民組織と一体となって活動を行うような団体については登録対象とすることができる。

(10) その他市長が適当でないと判断した団体でないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴いた上で、次条による登録の申請をすることができる期間、助成を受けることのできる事業の範囲（以下「限定事業範囲」という。）及び登録の有効期間（以下「登録期間」という。）を限定して、前項第4号の活動実績及び第5号の構成員人数に係る要件並びに前項に規定のない登録要件について特別の定めをすることができる。

（登録の申請）

第3条 登録の申請をしようとする団体は、次の各号に掲げる書類を、札幌市長に提出しなければならない。

- (1) 札幌市市民まちづくり活動促進基金登録申請書（様式1）
- (2) 団体概要書（様式2）
- (3) 直近の事業報告書
- (4) 直近の収支決算書
- (5) 定款、規約、会則、設立趣意書、その他団体の目的・活動方針等が書いてあるもの
- (6) 申請時における10名以上の構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの）
- (7) 団体代表者の本人確認書類の写し（氏名、住所及び生年月日が記載されているもの）
- (8) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、市から住民組織助成金の交付を受けている町内会及び自治会の場合は、前項第6号及び第7号に掲げる書類の提出は不要とする。

3 前項の規定にかかわらず、市が所轄庁である特定非営利活動法人であって、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を提出している団体については、前項第3号から第7号までに掲げる書類の提出は不要とする。

4 第1項の各号の様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

（登録の決定）

第4条 市長は、前条の申請があった場合、第2条に規定する要件に該当するかどうかについて審査のうえ、登録を決定した場合は、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録決定通知書（様式3）（以下「団体登録決定通知書」という。）により、登録しないことに決定した場合は、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体非登録決定通知書（様式4）により、通知するものとする。ただし、第2条第2項の規定を適用して登録を決定

する場合は、団体登録決定通知書に限定事業範囲及び登録期間を付記することとする。

- 2 前項の審査に当たり、必要に応じて、当該団体の説明を求め、若しくは事務所等を訪問するものとする。

（限定登録）

第5条 第2条第2項の規定を適用して決定された登録（以下「限定登録」という。）は、登録期間内において限定事業範囲についてのみ有効とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、限定登録を受けた団体が、限定期間内に第2条第1項に定める要件に該当することが確認できた場合、市長は、当該団体を第2条第1項及び第4条を適用して登録を決定した団体として取り扱うことができる。
- 3 市長は、適当と認めるときは登録期間を延長することができる。

（登録内容の変更等）

第6条 登録された団体（以下「登録団体」という。）は、第2条に規定する登録要件の内容に変更があった場合には、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録変更届（様式5）に、変更後の第3条第1項第2号及び第5号から第7号に規定する該当書類を添えて、速やかに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

（登録の抹消）

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を喪失したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 登録内容の変更が生じ、市から前条の該当書類の提出を求められても、これに応じないとき。
- (4) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の規定に反したとき。
- (5) 登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
- (6) 限定登録の登録期間が終了したとき。
- (7) 市が所轄庁である特定非営利活動法人であって、法人の解散や認証の取り消しが行われたとき。
- (8) 登録決定年度の翌年度初日を起算日として、原則2年度の間、助成金交付要綱第

6 条第 1 項各号に規定する助成金交付申請がなされないとき。

(9) 助成金交付要綱第 6 条第 1 項各号に規定する助成金交付申請を行った年度から、原則翌 2 年度の間、助成金交付申請が行われないとき。

(10) その他市長が特に必要であると認めたとき。

2 ただし、前項各号の規定にかかわらず、市長が抹消を適当でないと判断した場合は、この限りではない。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録取消通知書（様式 6）により、速やかに通知するものとする。

（札幌市市民まちづくり活動促進テーブルにおける審議）

第 8 条 第 4 条から前条までの規定に関する事柄については、必要に応じて、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴くものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日市民まちづくり局理事決裁）

この要綱は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 16 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 13 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日市民文化局長決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日市民文化局長決裁）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 2 日市民文化局長決裁）

この要領は、令和５年２月２日から施行する。

附 則（令和６年２月１日市民文化局長決裁）

この要領は、令和６年２月１日から施行する。

附 則（令和７年１月７日市民文化局長決裁）

この要領は、令和７年１月７日から施行する。

様式 1

札幌市市民まちづくり活動促進基金 登録申請書

ご提出いただいた情報は、さぼーとほっと基金の管理・運営のために利用します。

また、登録団体として承認された場合、「(1) 団体概要書」の内容はホームページ等で一般に公開するために利用します。

(あて先) 札幌市長

		年 月 日	
団体名			
主たる事務所 (本拠) の所在地	〒 ー 札幌市 ー 区 (※ 団体の本拠が代表者の自宅の場合は、当該自宅の住所で結構ですが、本市から通知等を送付する際はこちらの住所宛に送付しますので、団体名宛で郵便物が届かない場合は、「～様方」と記入していただくようお願いいたします。)		
代表者役職・氏名			
担当者 (※)	氏 名	(ふりがな)	
	連絡先	電話 ー	携帯 ー ー
		FAX	E-MAIL

(※助成事業募集のお知らせなどを、こちらに記入していただいた E-mail や FAX 宛に定期的に通知しておりますので、E-mail アドレス及び FAX 番号はできる限り記入していただくようお願いいたします。)

札幌市市民まちづくり活動促進基金の助成対象団体として登録したいので、次の書類を添えて申請します。なお、当団体は、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱第 2 条に規定する登録要件に該当しています。

添 付 書 類 添付しているものにチェック (レ) を入れてください。

- ①札幌市から住民組織助成金の交付を受けている町内会、自治会
- ②札幌市が所轄庁かつ事業報告書等を提出している N P O 法人
- ③上記①・②以外の団体

チェック			必要提出書類
①	②	③	
			(1) 団体概要書 (様式 2)
			(2) 登録申請時における直近の事業報告書
			(3) 登録申請時における直近の収支決算書
			(4) 定款、規約、会則、設立趣意書、その他団体の目的・活動方針等が書いてあるもの
			(5) 申請時における 10 名以上の構成員の名簿 (氏名、住所が記載されているもの)
			(6) 「直近の総会、会議、会合、集会、打合せの資料」、「団体のチラシ、パンフレット類」、「活動の実績を示す写真」のいずれか
			(7) 団体代表者の本人確認書類の写し (氏名、住所及び生年月日が記載されているもの)

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

団体概要書

令和 年 月 日 現在

団体名	(フリガナ)		【活動風景】	
代表者				
役職・氏名				
団体所在区				
主な活動場所				
電話番号	() -			
メールアドレス				
HPアドレス				
設立年月	年 月	活動開始年月	年 月	
設立目的				
活動内容				
活動実績				
活動分野	☐	1 保健、医療、福祉の増進	☐	10 人権の擁護又は平和の推進
	☐	2 社会教育の推進	☐	11 国際協力の活動
	☐	3 まちづくりの推進	☐	12 男女共同参画社会の形成の促進
	☐	4 観光の振興	☐	13 子どもの健全育成
	☐	5 農山漁村又は中山間地域の振興	☐	14 情報化社会の発展
	☐	6 学術、芸術、文化又はスポーツの振興	☐	15 科学技術の振興
	☐	7 環境の保全	☐	16 経済活動の活性化
	☐	8 災害救援活動	☐	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
	☐	9 地域安全活動	☐	18 消費者の保護を図る活動
	☐	19 前掲の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助		

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

様式3

札 自 治 第 号
年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録決定通知書

年 月 日付の札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録申請については、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱第4条により、登録することに決定したので通知します。

様式 4

札 自 治 第 号

年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進基金団体非登録決定通知書

年 月 日付の札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録申請については、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱第 4 条により、登録を行わないことに決定したので通知します。

記

1 非登録の決定年月日

年 月 日

2 登録を行わない理由

様式 5

年 月 日

(あて先) 札幌市長

郵便番号
住 所

団 体 名
代 表 者 職名 氏名
(担当者名 TEL)

札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録変更届

下記のとおり、登録した内容に変更が生じたので届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容

3 変更年月日 年 月 日

※ 変更後の書類を添付してください。

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

様式 6

札 自 治 第 号

年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録取消通知書

札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱第 7 条の規定により、下記のとおり、
札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録を取り消したので通知します。

記

1 登録取消の年月日

年 月 日

2 登録取消の理由